

議案第 3 号

桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

桐生市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 22 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市手数料条例の一部を改正する条例

桐生市手数料条例(平成12年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3第72項中「第29条第1項及び第3項」を「第34条第1項及び第3項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、同項第1号ア中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、

「

ア 評価基準が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定するもの(誘導基準標準入力法に係る基準)の場合の審査	当該申請に係る建築物の数が次に掲げる棟数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
---	--

」

を

「

ア 評価基準が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定するもの(誘導基準標準入力法に係る基準)の場合の審査	当該申請に係る建築物の床面積が次に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
---	--

」

に、

「

(イ) 非住宅部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1棟につき341,000円(適合証を添えた場合については、25,000円)
(ウ) 非住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1棟につき487,000円(適合証を添えた場合については、75,000円)
(エ) 非住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1棟につき599,000円(適合証を添えた場合については、118,000円)
(オ) 非住宅部分の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1棟につき708,000円(適合証を添えた場合については、149,000円)
(カ) 非住宅部分の床面積が25,000平方メートル以上のもの	1棟につき808,000円(適合証を添えた場合については、186,000円)

」

を

「

(イ) 非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1棟につき265,000円(適合証を添えた場合については、16,000円)
---	---------------------------------------

(ウ) 非住宅部分の床面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 341,000 円(適合証を添えた場合については、25,000 円)
(エ) 非住宅部分の床面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 487,000 円(適合証を添えた場合については、75,000 円)
(オ) 非住宅部分の床面積が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 599,000 円(適合証を添えた場合については、118,000 円)
(カ) 非住宅部分の床面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 708,000 円(適合証を添えた場合については、149,000 円)
(キ) 非住宅部分の床面積が 25,000 平方メートル以上のもの	1 棟につき 808,000 円(適合証を添えた場合については、186,000 円)

に、

「

イ 評価基準が省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定するもの(誘導基準モデル建物法に係る基準)の場合の審査	当該申請に係る建築物の数が次に掲げる棟数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
--	--

を

「

イ 評価基準が省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定するもの(誘導基準モデル建物法に係る基準)の場合の審査	当該申請に係る建築物の床面積が次に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
--	--

に、

「

(イ) 非住宅部分の床面積が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 136,000 円(適合証を添えた場合については、25,000 円)
(ウ) 非住宅部分の床面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 220,000 円(適合証を添えた場合については、75,000 円)
(エ) 非住宅部分の床面積が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 286,000 円(適合証を添えた場合については、118,000 円)
(オ) 非住宅部分の床面積が 10,000 平方	1 棟につき 345,000 円(適合証を添

メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	えた場合については、149,000 円)
(カ) 非住宅部分の床面積が 25,000 平方メートル以上のもの	1 棟につき 403,000 円(適合証を添えた場合については、186,000 円)

を
「

(イ) 非住宅部分の床面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 104,000 円(適合証を添えた場合については、16,000 円)
(ウ) 非住宅部分の床面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 136,000 円(適合証を添えた場合については、25,000 円)
(エ) 非住宅部分の床面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 220,000 円(適合証を添えた場合については、75,000 円)
(オ) 非住宅部分の床面積が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 286,000 円(適合証を添えた場合については、118,000 円)
(カ) 非住宅部分の床面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 345,000 円(適合証を添えた場合については、149,000 円)
(キ) 非住宅部分の床面積が 25,000 平方メートル以上のもの	1 棟につき 403,000 円(適合証を添えた場合については、186,000 円)

に改め、同表第 77 項中「適合している旨について、認定(以下「建築物エネルギー消費性能基準の認定」という。)」を「ついて適合している旨の認定(以下「建築物エネルギー消費性能の認定」という。)」に改め、

80 建築物エネルギー消費性能の認定の申請に係る建築物が住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅)の場合	仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物については、住棟内の住戸の数が第 73 項第 1 号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては、第 78 項に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額と、非住宅部分の床面積と評価方法が消費性能基準標準入力法の場合は第 74 項第 2 号ア、消費性能基準モデル建物法の場合は、第 74 項第 2 号イに掲げる床面積の区分のい
--	--

	<p>ずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額、それら以外の建築物については、住棟内の住戸の数及び共用部分の床面積の合計と評価基準が第78項に掲げる戸数及び床面積と評価基準の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額と、非住宅部分の床面積と評価基準が消費性能基準標準入力法の場合は第74項第2号ア、消費性能基準モデル建物法の場合は第74項第2号イに掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額の合算額</p>
--	---

を

<p>80 建築物エネルギー消費性能の認定の申請に係る建築物が住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅)の場合</p>	<p>仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物については、住棟内の住戸の数が第73項第1号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては、第78項に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額と、非住宅部分の床面積と評価基準が消費性能基準標準入力法に係る基準の場合は第74項第2号ア、消費性能基準モデル建物法に係る基準の場合は、第74項第2号イに掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額、それら以外の建築物については、住棟内の住戸の数及び共用部分の床面積の合計と評価基準が第78項に掲げる戸数及び床面積と評価基準の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額と、非住宅部分の床面積と評価基準が消費性能基準標準入力法に係る基準の場合は第74項第2号ア、消費性能基準モデル建物法に係る基準の場合は第74項第2号イに掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額の合算額</p>
---	---

に、

<p>83 建築物のエネルギー消費性能の認定の申請に係る建築物</p>	<p>当該証明に係る建築物ごとの非住宅部分の床面積</p>
-------------------------------------	-------------------------------

費性能の向上に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号)第 11 条による軽微な変更該当していることを証する書面の交付	積の合計が消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては第 74 項第 2 号ア、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同号イに掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額の合算額
---	---

を
「

83 前項の判定に係る建築物の用途が工場、水産物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、及びと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設である場合の審査	当該判定に係る建築物の省令に定める評価基準及び床面積が、次に掲げる評価基準及び床面積の区分のいずれかに該当するかに応じそれぞれ定める額(当該判定に係る建築物が 2 以上あるときは、建築物ごとに算出した手数料を合計したもの)
(1) 評価基準が消費性能基準標準入力法に係る基準の場合の審査	
ア 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 30,000 円
イ 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 40,000 円
ウ 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 95,000 円
エ 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 140,000 円
オ 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 173,000 円
カ 25,000 平方メートル以上のもの	1 棟につき 214,000 円
(2) 評価基準が消費性能基準モデル建物法に係る基準の場合の審査	
ア 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 26,000 円
イ 1,000 平方メートル以上	1 棟につき 35,000 円

2,000 平方メートル未満のもの	
ウ 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 89,000 円
エ 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 133,000 円
オ 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 166,000 円
カ 25,000 平方メートル以上の もの	1 棟につき 205,000 円
84 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号)第 11 条による軽微な変更該当していることを証する書面の交付	当該証明に係る建築物ごとの非住宅部分の床面積の合計が消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては第 74 項第 2 号ア、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同号イに掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額の合算額

に改め、同表備考 5 中「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に、「第 72 項から第 75 項まで」を「第 72 項から第 76 項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の桐生市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる提出又は申請に係る手数料について適用し、同日前にされた提出又は申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 3 号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、非住宅における建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料について、所要の改正を行おうとするものです。